

## 受検に関する承諾事項の承諾

---

■受検申込前に下記をご確認ください。

### 【受検に関する承諾事項】

学習塾講師集団指導 1 級・2 級、学習塾指導者認定試験の品質維持、認定者の方々の権利保護、当協会の公益法人格及び社会的信用の維持、著作権保護の目的で、本検定受検に先立ち、以下についてご承諾をいただきます。

1. 本試験インターネット画面の画像・文章・テスト等の著作物及び意匠類を社団法人全国学習塾協会の書面による許諾無くして、自らまたは第三者をして複写、あるいは目的外使用いたしません。著作物の引用や、当講座内容をもとにしたセミナー・講演等を希望する場合は、必ず当協会まで事前通知し、許可を得ます。

2. 当協会が行う「学習塾講師集団指導 1 級・2 級、学習塾指導者認定試験」について、グレードの詐称や、市場に誤解を招くような表現はいたしません。

① 学習塾講師集団 1 級・2 級取得」を称することができるのは当該実技試験に合格し「認定証」を受けた者のみです。学習塾講師基礎知識学習・筆記試験修了証では「学習塾講師集団 1 級・2 級」を称しません。

② 「内閣総理大臣認定」は「公益社団法人」に冠する用語です。これをプロフィール等に用いる場合は「公益社団法人全国学習塾協会」よりも小さな文字サイズで表記します。「内閣総理大臣認定学習塾講師集団指導〇級」「内閣府認定学習塾指導者認定」等は明らかな身分詐称となりますので絶対に用いません。

上記 1・2 に反した場合は、差し止め、損害賠償等一切の責を負います。

以上の通りご承諾いただける方は、受検申込書の「受検に関する承諾事項を承諾する」にチェックをお願いします。ご承諾いただけない場合には、受検できませんのでご了承ください。